日 薬 業 発 第 293 号
令 和 2 年 9 月 24 日

都道府県薬剤師会担当役員殿

日 本 薬 剤 師 会
副 会 長　森　昌 平

令和元年台風第 15 号及び令和元年台風第 19 号による被災に伴う
保険診療の特例措置の期間延長等について

標記について、厚生労働省保険局医療課から、別添のとおり連絡がありましたのでお知らせいたします。

令和元年台風第 15 号及び令和元年台風第 19 号による被災に伴う保険診療関係等の特例措置については、令和元年 11 月 22 日付け日薬業発第 288 号にてお知らせしたところであり、その期間として令和２年９月 30 日までの取扱いとする旨示されていたところですが、今般、当該特例措置については終了となるとのことです。

該当都道府県薬剤師会におかれましては、貴会会員へご周知くださいますようお願い申し上げます。

事　務　連　絡
令和２年９月 18 日

関 係 団 体　　御中

厚生労働省保険局医療課

令和元年台風第 15 号及び令和元年台風第 19 号による被災に伴う
保険診療の特例措置の期間延長等について

標記につきまして、別紙のとおり、地方厚生(支)局医療課、都道府県民生主管部(局)国民健康保険主管課(部)及び都道府県後期高齢者医療主管部(局)後期高齢者医療主管課(部)あて通知するとともに別添団体各位に協力を依頼しましたので、貴団体におかれましても、関係者に対し周知を図られますようお願いいたします。

事　務　連　絡
令和２年９月 18 日

地方厚生（支）局医療課
都道府県民生主管部（局）
　国民健康保険主管課（部）
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
　後期高齢者医療主管課（部）
御中

厚生労働省保険局医療課

令和元年台風第 15 号及び令和元年台風第 19 号による
被災に伴う保険診療の特例措置の期間延長等について

令和元年台風第 15 号及び令和元年台風第 19 号による被災に伴う保険診療の特例措置（別添参照）については、「令和元年台風第 15 号及び令和元年台風第 19 号による被災に伴う保険診療の特例措置に関する取扱いについて」（令和２年７月 31 日付け厚生労働省保険局医療課事務連絡）において、令和２年９月 30 日までの取扱いとすることを示していたところである。今般、当該特例措置については終了とすることとしたため、貴管下の関係団体、保険医療機関及び保険薬局に周知徹底を図るようよろしくお願いしたい。

なお、「令和元年台風第 15 号及び令和元年台風第 19 号による被災に伴う保険診療の特例措置に関する取扱いについて」（令和２年７月 31 日付け厚生労働省保険局医療課事務連絡）は令和２年９月 30 日限り廃止する。

（別添）

令和元年台風第15号及び令和元年台風第19号による被災に伴う保険診療の特例措置の概要

【医科・歯科】

		特例措置の概要
1	仮設の建物による保険診療等	保険医療機関の建物が全半壊等したため、これに代替する仮設の建物等において、引き続き当該保険医療機関として保険診療等を実施できることとする。
2	定数超過入院	医療法上の許可病床数を超えて患者を入院させた場合でも、当面、入院基本料及び特定入院料の減額措置の対象としない。
3	月平均夜勤時間数（被災者受入の場合）	被災者を受け入れたことにより入院患者が一時的に急増等したため、入院基本料の施設基準のうち月平均夜勤時間数（７２時間以下）について、１割以上の一時的な変動があった場合においても、当面、変更の届出を不要とする。
4	月平均夜勤時間数（被災地派遣の場合）	被災地に職員を派遣したことにより一時的に職員数が不足したため、入院基本料の施設基準のうち月平均夜勤時間数（７２時間以下）について、１割以上の一時的な変動があった場合においても、当面、変更の届出を不要とする。
5	看護配置（被災者受入の場合）	被災者を受け入れたことにより入院患者が一時的に急増等したため、１日当たり勤務する看護師及び准看護師又は看護補助者（以下「看護要員」という。）の数、看護要員の数と入院患者の比率並びに看護師及び准看護師の数に対する看護師の比率について、１割以上の一時的な変動があった場合においても、当面、変更の届出を不要とする。
6	看護配置（被災地派遣の場合）	被災地に職員を派遣したことにより職員が一時的に不足したため、１日当たり勤務する看護師及び准看護師又は看護補助者（以下「看護要員」という。）の数、看護要員の数と入院患者の比率並びに看護師及び准看護師の数に対する看護師の比率について、１割以上の一時的な変動があった場合においても、当面、変更の届出を不要とする。
7	病棟以外への入院	被災地の保険医療機関において、会議室等の病棟以外の場所に患者を入院させた場合、特例として、その保険医療機関が届出を行っている入院基本料のうち、当該患者が本来入院するべき病棟の入院基本料を算定する。
8	他の病棟への入院（被災地）	被災地及び被災地以外の保険医療機関において、医療法上本来入院できない病棟に入院させた場合や、診療報酬上、その病棟の施設基準の要件を満たさない患者を入院させた場合における特例的な入院基本料の算定を可能とする。
9	平均在院日数	被災地の保険医療機関において、平均在院日数が入院基本料等の施設基準を満たさなくなった場合にも、特例的に従来の入院基本料等を算定する。
10	平均在院日数	被災地以外の保険医療機関において、被災地の医療機関から転院の受け入れを行った場合には、当該患者を除いて平均在院日数を計算する。
11	特定入院料の取扱い	被災地及び被災地以外の保険医療機関において、災害等やむを得ない事情により、特定入院料の届出を行っている病棟に診療報酬上の要件を満たさない状態の患者が入院した場合には、当該患者を除いて施設基準の要件を満たすか否かを判断することができる。

12	転院受け入れの場合の入院日	被災地及び被災地以外の保険医療機関において、被災地の他の保険医療機関が災害等の事情により診療の継続が困難となり、当該他の保険医療機関から転院の受け入れを行った場合に、特別の関係にあるか否かに関わらず、当該保険医療機関に入院した日を入院の日とする。
13	透析に関する他医療機関受診	被災地及び被災地以外の保険医療機関から慢性透析患者を受け入れた場合や、被災により透析設備が使用不可能となった場合に、特例的に、透析を目的とした他医療機関受診の際の入院料の控除を行わない。
14	平均在院日数、重症度、医療・看護必要度、在宅復帰率、医療区分２又は３の患者割合	被災前に施設基準を満たしていた被災地の保険医療機関及び被災地以外の保険医療機関において、災害等やむを得ない事情により患者を入院させたことにより、平均在院日数、重症度、医療・看護必要度、在宅復帰率、医療区分２・３の患者割合を満たさなくなった場合についても、当面、変更の届出を不要とする。

【調剤】

		特例措置の概要
1	仮設の建物による保険診療等	保険薬局の建物が浸水等したため、これに代替する仮設の建物等において、引き続き当該保険薬局として保険調剤等を実施できることとする。
2	処方箋	処方せんを持参しない患者に対して、医療機関と連絡を取ること等により保険調剤を実施できることとする。

- 「令和元年台風 15 号の影響による停電に伴う保険診療関係等及び診療報酬の取扱いについて」（令和元年９月 12 日付）
  https://www.mhlw.go.jp/content/10600000/000549981.pdf
- 「令和元年台風 19 号に伴う災害の被災に伴う保険診療関係等及び診療報酬の取扱いについて」（令和元年 10 月 15 日付）
  https://www.mhlw.go.jp/content/10200000/000557384.pdf

（参考）

事　務　連　絡
令和２年７月31日

地方厚生（支）局医療課
都道府県民生主管部（局）
　国民健康保険主管課（部）
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
　後期高齢者医療主管課（部）
御中

厚生労働省保険局医療課

令和元年台風第15号及び令和元年台風第19号による被災に伴う
保険診療の特例措置に関する取扱いについて

「令和元年台風第15号及び令和元年台風第19号による被災に伴う保険診療関係等の特例措置の期間について」（令和元年11月20日付厚生労働省保険局医療課、老健局老人保険課事務連絡）」において、令和２年３月末までの取扱いを示していたところであるが、同年４月１日以降の取扱いについては、下記のとおりとするので、現に特例措置を利用している保険医療機関に周知徹底を図るとともに、資料の提出を依頼するようよろしくお願いしたい。

記

１　令和元年台風第15号及び令和元年台風第19号による被災に伴う保険診療の特例措置（別添１参照）については、被災の影響により施設基準等を満たせなくなった場合の利用を原則とするものである。

　よって、地方厚生（支）局に届出の際、特例措置の利用が被災の影響によるものであると認められない場合、特例措置を利用すれば新たな施設基準等を満たすことができる場合又は特例措置を利用しなくても施設基準等を満たすことができている場合においては、届出を認めないものとする。

２　保険医療機関等においては、令和２年４月１日時点において、現に利用している特例措置についてのみ継続の届出を行うことができる。特例措置の利用を継続する

場合、令和２年８月 21 日（金）までに、別添２の「令和元年台風第 15 号及び令和元年台風第 19 号による被災に伴う保険診療の特例措置の利用に関する届出書」（以下「届出様式」という。）により地方厚生局に届出を行うこと。なお、利用の継続については、９月 30 日までを想定しているところであるが、今後、被災者や被災医療機関等の状況に変化があり、必要がある場合には、別途対応を検討することとしており、被災者や被災医療機関等の状況に変化があった場合は、その旨を地方厚生局に申し出ること。

なお、届出にあたって届出様式とあわせて提出する資料については、「令和元年台風第 15 号及び令和元年台風第 19 号による被災に伴う保険診療の特例措置の概要」（別添１）に記載しているので、それに沿って対応すること。

３　特例措置を利用している保険医療機関等は、令和２年７月１日時点の特例措置の利用状況等について、令和２年８月 28 日（金）までに地方厚生局に別添３又は４を提出すること。その際、利用している特例措置ごとに提出が必要な資料については、「令和元年台風第 15 号及び令和元年台風第 19 号による被災に伴う保険診療の特例措置の概要」（別添１）に記載しているので、それに沿って対応すること。

また、特例措置の利用終了時期の目途について詳細な状況を示すこと。

４　地方厚生局は、上記２及び３により提出された資料の内容を確認し、報告内容をとりまとめ、令和２年９月４日（金）までに、下記担当宛に報告すること。

また、提出された資料の内容に疑義等がある場合（例：別紙１の記述が粗く、特例措置の利用の必要性が判断できない場合）には、必要に応じて当該保険医療機関への訪問調査、電話照会等により状況を把握し、併せて下記担当まで報告すること。

上記の取扱いについては、令和元年台風第 15 号及び令和元年台風第 19 号による被災に伴う医療提供体制の状況等に鑑み特例的に行う措置であり、保険医療機関等において、特例措置を利用する際には、職員の勤務状況、健康状態等に配慮するようお願いする。